

京都舞鶴港等エコ・エネルギー拠点整備促進事業費 補助金概要

○補助要件

対象地域	舞鶴港の臨港地区とその周辺区域（舞鶴市内）
対象事業者	バイオマス、風力等の再生可能エネルギー源（太陽光を除く。）による発電設備の新設又は増設をし、発電を行う事業者
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資産額等が3億円以上であること。 ・ 新規府内常用雇用数が3人以上であること。 ・ F I T 認定（固定価格買取制度の認定）を受けていること。 ・ 新設又は増設する発電設備の出力が1,000kW以上であること。 ・ この補助金を受けたことがないこと。

○補助金額等

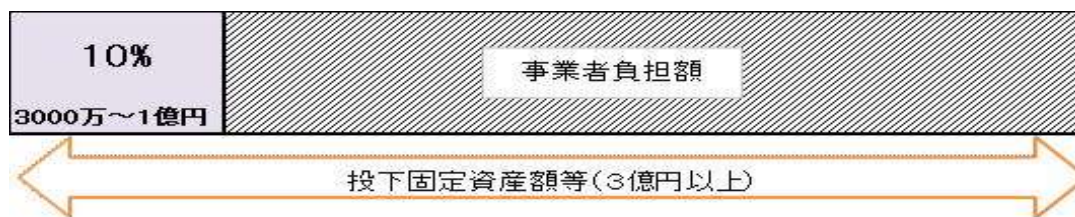
補助金区分	補助率・補助額	交付限度額
再エネ発電所設置等促進補助金	(投下固定資産額等) × 10%	1億円
府内常用雇用促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (障害者の新規雇用者数) × 50万円 ・ (正規雇用者の新規雇用者数) × 40万円 ・ (その他雇用者の新規雇用者数) × 10万円 ⇒ 操業開始年度から4年を経過する年度まで、増加数に応じて毎年度交付	1億円 (5年間の累計額)

○補助金交付までの流れ

工事着工90日前まで	再エネ発電所に係る指定（事業計画等）申請
操業開始後	再エネ発電所設置等促進補助金交付申請
操業開始後の11月1日～14日	府内常用雇用促進補助金交付申請（交付は翌年度4月）

<補助金イメージ>

○再エネ発電所設置等促進補助金



○府内常用雇用促進補助金

